

(案)

福岡市水素リーダー都市プロジェクトプロモーション動画等の制作業務委託仕様書

1 委託事業名

福岡市水素リーダー都市プロジェクトプロモーション動画等の制作業務委託

2 事業目的

水素社会の実現に向けて福岡市が取り組んでいる「福岡市水素リーダー都市プロジェクト」について、下水由来の水素ステーションの運営、FC モビリティの導入促進、まちづくりへの水素実装の3つの事業を中心に紹介する動画を作成し、イベントをはじめとするさまざまな機会において情報発信を行うことで、市民・事業者が水素及び福岡市水素リーダー都市プロジェクトについて理解を深めることを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和6年10月31日まで

4 委託内容

福岡市水素リーダー都市プロジェクトプロモーション動画の制作に関する企画・構成・撮影、その他制作にあたって発生する権利処理等の一切の業務及び福岡市水素リーダー都市プロジェクトの効果的なPR方法について企画・制作すること。

5 業務内容

(1) 動画の制作

- ① 以下の用途に応じた、福岡市水素リーダー都市プロジェクトを理解促進する動画を各1本制作すること。
 - ・(3分程度の動画)：Moving eを活用した水素のPRや、水素啓発教室等で使用。
主に市民向けの動画(中学生以上を対象)
 - ・(1分程度の動画)：展示会などのシティプロモーション等の機会に使用。
主に事業者向けの動画
 - ・(30秒程度の動画)：youtubeやInstagramなどのSNSに掲載するために使用。
主に若年層向けの動画。
- ② 3分、1分程度の動画の構成及び各項目において伝えたい事項は、次のとおりとする。
 - i) 水素について
 - ・カーボンニュートラルの鍵となる新たなエネルギーであること
 - ・車をはじめ、今後さまざまな場面での活用が見込まれるエネルギーであること
 - ・水素の普及拡大には、需要と供給(水素を「つくる」「つかう」)を同時に拡大していく必要があること

- ・福岡市は、水素社会の実現のために、「つくる」「つかう」に加え、「ためる・はこぶ」についても取り組んでいること
 - ii) 福岡市水素ステーション
 - ・水素を「つくる」取り組み
 - ・市民の生活排水（下水）から水素をつくり、車などに水素を供給する水素ステーション。
 - ・本来捨てられるものから新たなエネルギーを生み出す、「エネルギーの地産地消」を実現することができること
 - ・下水からつくった水素は、CO2を増やさない「低炭素水素」であること
 - ・下水処理の流れと、そこから水素を作る工程
 - iii) FC モビリティの導入促進
 - ・水素を「つかう」取り組み
 - ・福岡市では、市民に身近なはたらく車のFC（燃料電池）化を進めていること
 - ・Moving e についての紹介
 - ・給食配送車についての紹介
 - ・ごみ収集車についての紹介
 - ・救急車についての紹介
 - iv) まちづくりへの水素実装
 - ・水素を「つかう」「ためる・はこぶ」取り組み
 - ・九州大学箱崎キャンパス跡地におけるまちづくりにおいて、水素ステーションや水素パイプラインを整備し、エリア内に水素を供給する取り組みを実施する予定。
 - ・施設には純水素燃料電池を設置し、水素から発電した電気を使う予定であること、FCVカーシェアリングの実施も予定していること
- ③ 30秒程度の動画の構成及び各項目において伝えたい事項は、次のとおりとすること。
- i) 福岡市水素ステーション
 - ・市民の生活排水（下水）から水素をつくり、車などに水素を供給する水素ステーション。
 - ・本来捨てられるものから新たなエネルギーを生み出す、「エネルギーの地産地消」を実現することができること
 - ii) FC モビリティの導入促進
 - ・福岡市では、市民に身近なはたらく車のFC（燃料電池）化を進めていること
 - ・Moving e についての紹介
 - ・給食配送車についての紹介
 - ・ごみ収集車についての紹介
 - ・救急車についての紹介
- ④ 30秒程度の動画については、SNSに投稿する際に使用するサムネイル画像も制作すること。
- ⑤ 動画の制作にあたり、上記② i)～iii)及び③ i)～ii)に示すテーマについて、構成・絵コンテを作成及び提示すること。撮影・編集方針や撮影コンテンツは、提示した構成・絵コンテをベースとし、市及び受注者の協議の上、選定することとする。
- ⑥ 上記② iii)については、ベースとなるまちの素材の提供があるため、それを踏まえ、実写・CGを複合したもので構成すること。

- ⑥ 原則として映像は新たに撮影することとするが、必要に応じて市と協議のうえ、既存動画や画像を活用することも可とする。なお、既存動画や画像を活用する場合の権利関係の許諾手続きは受注者において行い、使用料等についても契約金額に含めること。
- ⑦ 音楽素材（BGM等）や特殊撮影（超高精細映像、ドローンの使用、タイムラプス撮影等）、CGやアニメーションとの組み合わせ等を必要に応じて活用して、視聴者の聴覚や視覚に訴える工夫を施すこと。
- ⑧ 英語のテロップはネイティブスピーカーによる翻訳を行い、英語のナレーションはネイティブスピーカーがナレーションを行うこと。
- ⑨ 動画の完成までに、市による複数回の内容確認や修正等の指示を受けること。

(2) その他（自由提案）

予算の範囲内で、本事業の目的に沿った提案も可能。その場合、下記のこと留意すること。

- ① 今回制作する動画や映像を活用し、市民・事業者への水素普及啓発を進めていくうえで、有効なプロモーション方法について提案すること。
- ② 静止画やノベルティ、Tシャツなどの成果品が生じる場合は、当該成果品を納品すること。なお、成果品の数量については、別途市と協議を行い、決定すること。

6 成果品

(1) 納品物

- ① 3分、1分程度の動画については、以下のとおりとする。
 - ・画面比率は16:9とし、動画はフルハイビジョン（1,920×1,080px）以上とする。
 - ・動画データ（MP4形式、WMV形式、MOV形式をまとめたもの）を納品すること。
数量：一式
 - ・動画素材一覧表（撮影素材、撮影場所が記載された一覧表）
数量：一式（Microsoft Excel形式）
- ② 30秒程度の動画については、以下のとおりとする。
 - ・画面比率は9:16とし、動画はフルハイビジョン（1,080×1,920px）以上とする。
 - ・動画データ（MP4形式）を納品すること。
数量：一式
 - ・動画素材一覧表（撮影素材、撮影場所が記載された一覧表）
数量：一式（Microsoft Excel形式）

(2) 納品場所

福岡市経済観光文化局新産業振興部水素推進担当

7 著作権等について

- (1) この委託で制作された物（以下「制作物」という。）に係る複製権、上演権、上映権、公衆送信権、送信可能化権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権及び翻案権は、福岡市に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、制作物に係る著作権者人格権を行使しないものとする。また、受託者は本件委託

における制作物の制作に関与した者について、著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。

- (3) 福岡市は、制作物の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、受託者または受託者以外の事業者に委託し、その改変を行うことができるものとする。
- (4) 福岡市は、制作物を他の広報物に使用できるものとする。また、福岡市が認める場合に、受託者は第三者による映像等の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。
- (5) (4) の場合において、受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。
- (6) 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等、権利関係に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応し、福岡市は責任を負わないものとする。

8 留意事項

- (1) 撮影にあたっては、法令、条例等を順守すること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項が生じた場合は、その都度協議して決定を行う。
- (3) 動画の完成までに、福岡市による複数回の確認作業や修正等の指示を受けること。

9 参考【URL】

・福岡市水素リーダー都市プロジェクト

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/suiso/business/suisoleader.html>